岩手県企業局管理規程第2号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県企業局長 中 里 裕 美

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

	(職の)設置)				
第	5条	企業局	引に、	次の表の左欄の区分に応じ、	同表の右欄に	ر ا
	掲げる	が職を置	置く。			
	区	分		—————————————————————————————————————		

改正前

区 分	職						
本庁	次長	室長	技師長	総括課長	課長	担当	
	課長_	主査					
事業所	所長	次長	課長	主査			

- [略]
- 3 第1項の規定により主査を置く本庁の室及び課並びに事業 所には、特に必要がある場合においては、主任主査を置くこ とがある。
- 4 本庁の室及び課並びに事業所には、特に必要がある場合に 3 本庁の室及び課並びに事業所には、特に必要がある場合に おいては、主任を置くことがある。
- 5 前各項に規定する職のほか、本庁に局付を、本庁の室に室 4 前3項に規定する職のほか、本庁に局付を、本庁の室に室 付を、本庁の課に課付を、事業所に所付を置くことがある。
- 参事、主幹、技術主幹、特命課長、副主幹及び技術副主幹を 、事業所に主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を組織の 必要に応じ置くことがある。
- 7 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く

上席技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、 主任技術専門員、主任主事、主任技師、主事、技師

(本庁の主要職員の職務)

第6条 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

6 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し 室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長に 事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定め る順位により、その職務を代理する。

[略]

(職の設置)

第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に 掲げる職を置く。

改正後

区 分	職						
本庁	次長	室長	技師長	総括課長	課長	担当	
	課長						
事業所	所長	次長	課長				

- [略]
- おいては、主任主査、主査又は主任を置くことがある。
- 付を、本庁の課に課付を、事業所に所付を置くことがある。
- 6 前各項に規定する職のほか、本庁に参事、技術参事、特命 5 前各項に規定する職のほか、本庁に技監、参事、技術参事 、特命参事、主幹、技術主幹、特命課長、副主幹及び技術副 主幹を、事業所に主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を 組織の必要に応じ置くことがある。
 - 6 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く

企画指導監、技術企画指導監、専門幹、技術専門幹、上席 技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、主査行 政専門員、主任技術専門員、主任行政専門員、主任主事、主 任技師、主事、技師、行政専門員

(本庁の主要職員の職務)

第6条 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

[略] 6

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11~15 「略]

16 [略]

<u>17</u> [略]

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2 • 3 「略]

4 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ前条 4 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ前条 第7項から第9項までの規定を準用する。

5~9 [略]

(職員の職務)

技術をつかさどる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

<u>7</u> [略]

8 [略]

9 [略]

10 技監は、上司の命を受け、技術に関する特に重要な事項に ついての企画及び立案に参画する。

11~15 [略]

16 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し 室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長に 事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定め る順位により、その職務を代理する。

17 [略]

18 [略]

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2·3 「略]

第6項から第8項までの規定を準用する。

5~9 [略]

(職員の職務)

第8条 第5条第7項に規定する職は、組織の必要に応じ置く 第8条 第5条第6項に規定する職は、組織の必要に応じ置く ものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、事務又はしものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、事務又は 技術をつかさどる。